一面

このチェックシートは、平成 29 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「12」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「平成 29 年分贈与税の申告のしかた」51 ページの「平成 29 年分 『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート $\mathbb{C}-1$ 新築又は取得用」(以下「チェックシート $\mathbb{C}-1$ 」といいます。)を併せてご使用ください。

- ① 平成 21 年分から平成 28 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)した場合
- ② 平成29年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 平成30年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
 - ロ 平成30年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失した場合
 - %1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート@-1で確認してください。
 - 2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○ で囲んでください。

〇「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫(直系卑属)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成9年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの平成29年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

〇「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	平成30年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の 用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	平成30年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注)「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は <u>50㎡以上240㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した任宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注)「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして□面の「№.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、□面の「№.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成30年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、□面の「№.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

〇「受贈者の居住」に関する事項

10	 【平成29年1月1日から3月31日までに金銭の贈与を受けた人】贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。 【平成29年4月1日から12月31日までに金銭の贈与を受けた人】贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、○で囲んでください。詳しくは税務署にお尋ねください。 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、平成30年12月31日までに遅めなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、平成30年12月31日までに遅めなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、平成30年12月31日までに遅めない。 	はい	いいえ
11	あなたは、死に利衆又は取得をした住宅用の家屋に居住していますが(居住していない場合には、平成30年12月31日までに建 滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	はい	いいえ

〇「非課税限度額」に関する事項

12

【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エス であることにつき、[二面]の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをい	ネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋	【非課税限度額】 はい⇒ 1,500万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒ 1,000万円 (上配以外の住宅)
【平成28年1月1日から平成30年3月15日までの間に住宅用の あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エンであることにつき、三面の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをい	ネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋	はい ⇒ 1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ ⇒ 700万円 (上記以外の住宅)

(注) 平成27年分又は平成28年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの「No.12」の回答欄の【非課税 限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

					 	 – . – . – . –	. – . – . – .	
平成	丘	日	Я		フリガナ			
		/1	н					
受贈者の	往祈·				受贈者の 氏 名・			
	'III' ·				文明日の 氏 石・			
				– . – . –	 	 . – . – . – . – .		 – . – . –

平成 29 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **新築又は取得用** 二面

この添付書類一覧は、平成29年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~12」は、─面の番号に対応しています。)。

なお、この添付書類一覧は、 <u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u> を対象としています。						
0	「受贈者」に関する事項					
No.	添付書類等	チェック欄				
1 . 2	○ 受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類① 受贈者の氏名、生年月日② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること					
3	○ 源泉徴収票など平成29年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入す					
	│ ることにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。)					
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。					
0	「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項					
5 • 12	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写し などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又 は供されている土地等の取得の相手方を含みます。) ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日					
7 8 9	(平成30年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供きれている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 ② 次に掲げるいずれかの書類 (取得した家屋が、上面の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。)					

\overline{O}	「受贈者の居住」に関する事項【平成30年3月15日までに居住していない人のみチ	ェックしてください。】
	3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。	
	ります。	
	2 皿の自分は、「次の十りの10日よくに間及出土に廻日することによった正古川の永生にかるりのに依	

(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2 証明書等は、平成30年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限

↑ 住空田の家屋の新築▽は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載 ↓

11	した書類					
0 [非課	税限度額」に関する事項【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等	住宅である	場合のみチェックしてくだ	さい。】	
12		成30年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 次に掲げるいずれかの書類 住宅性能証明書 建設住宅性能評価書の写し 次の①及び②の書類 ① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書 次の①及び②の書類 ① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書	その家屋の取 ます。 月されるもの り家屋の取得	【平成30年3月15日に おいて第二の 完了に準 ある状態で ある場合】 のおいでである 新築をのときませい。 とこのとき書したにの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		